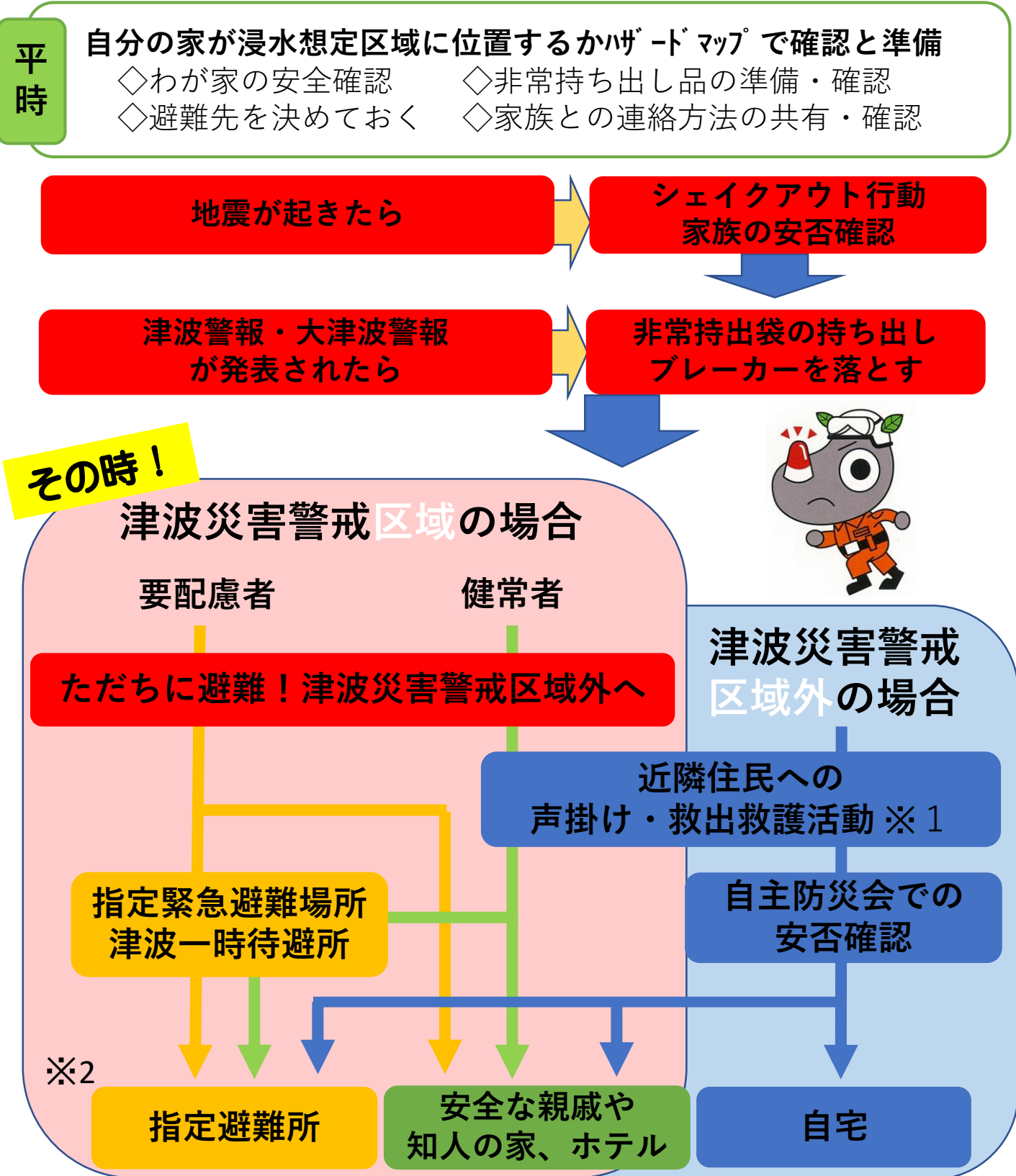


地震と風水害の避難について

地震・津波発生時の「避難行動判定フロー」



※1 津波災害警戒区域の場合、津波到達時間の考慮が必要

※2 要配慮者については、救助車両等で指定避難所まで送ることを想定

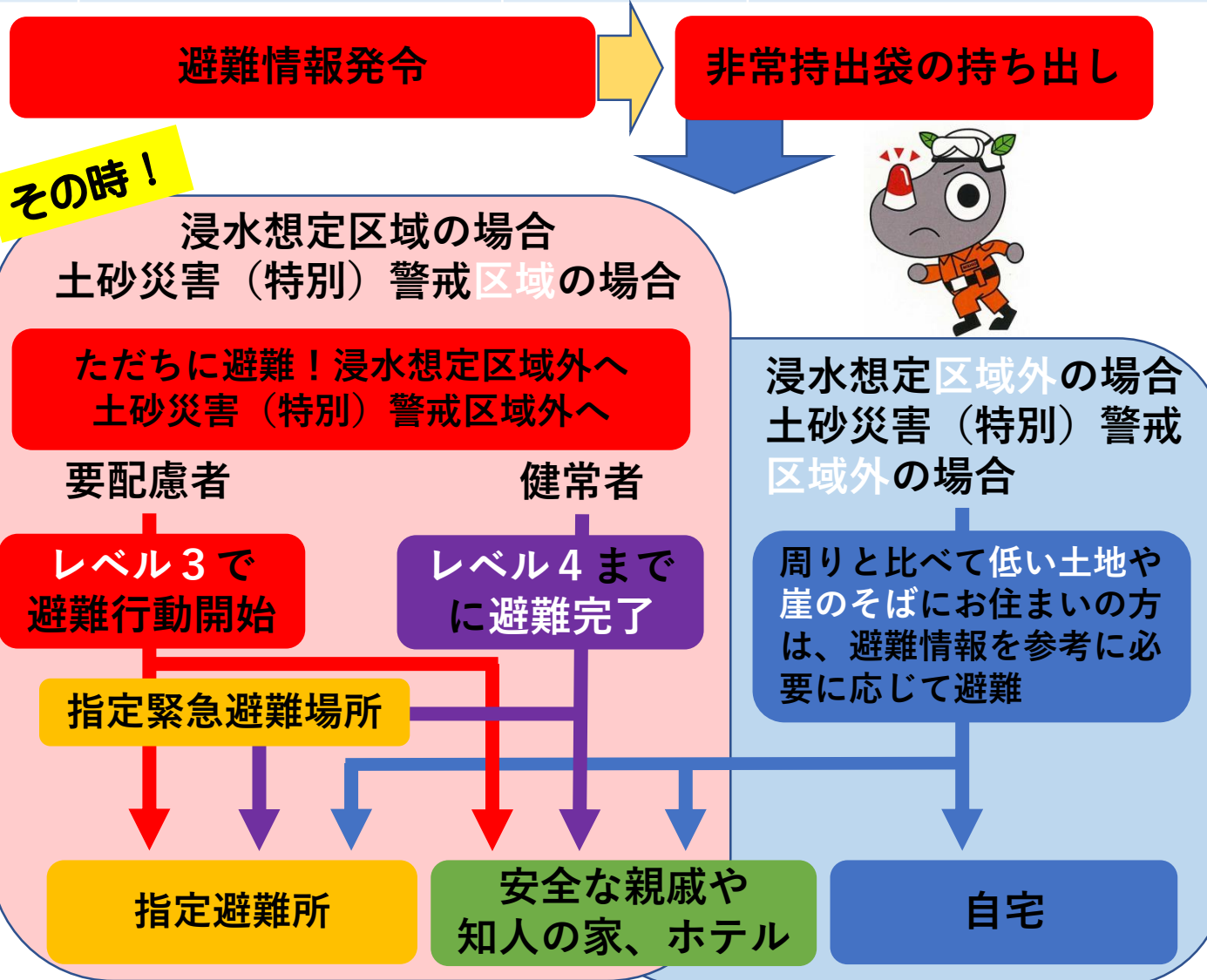
注) 昼間発災の場合は、保育園・幼稚園、小中学校・高校については、各施設の判断によるが、校舎の上層階への避難を想定

「避難」とは「難」を避けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

台風・豪雨発生時の「避難行動判定フロー」

平時 自分の家が浸水想定区域に位置するかハザードマップで確認
◇わが家の安全確認 ◇非常持ち出し品の準備・確認
◇避難先を決めておく ◇家族との連絡方法の共有・確認

警戒レベル	気象情報(気象庁)	避難情報(市)	避難行動
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！
避難完了			
4	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	避難指示	危険な場所から全員避難
3	大雨警報(土砂災害)(浸水害) 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	高齢者や避難に時間がかかる人は避難を開始
2	大雨・洪水・高潮注意報等 氾濫注意情報		ハザードマップ等で避難行動を確認
1	早期注意情報		テレビ等で雨や川に関する情報を集める



「避難」とは「難」を避けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

●用語の定義

指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために 緊急的に避難する場所 。
津波一時待避所	津波発生時に、万が一逃げ遅れたり、身体が不自由等の理由で遠くまで逃げるのが困難な方が、緊急的に避難して津波から身を守ることでできる施設。 (健全者については、津波災害警戒区域外への避難を原則とする。)
指定避難所	災害により 自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設 。 また、被災した人が次の住まいを確保するまでの間、生活する施設。

●指定避難所

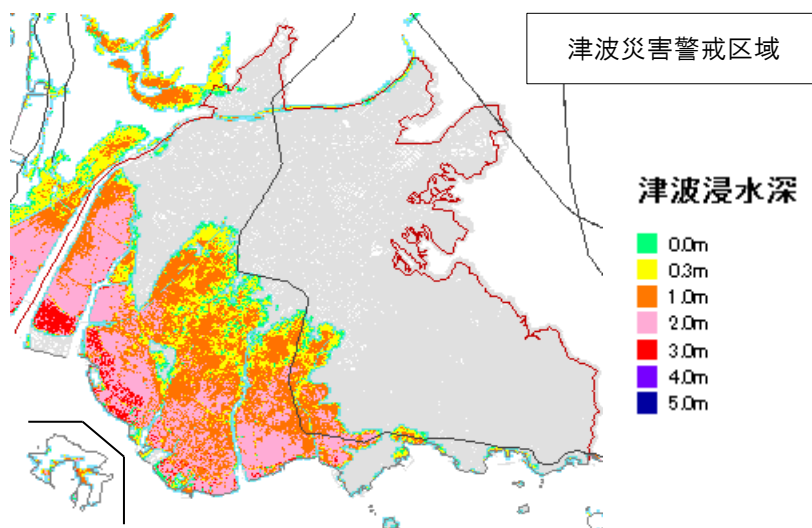
災害種別	指定避難所
地震のみ（津波なし）の場合	一色西部小学校
津波警報もしくは大津波警報発表時 (浸水想定区域の施設が使えなくなった場合)	西尾小学校
洪水	一色西部小学校・一色西部保育園
高潮	一色西部小学校（※１）・一色西部保育園（※１）
土砂災害	—

※１ 大規模水害時には施設（校舎）１階及び体育館が使用できない可能性があります。

●津波避難の考え方

津波発生時には、直ちに避難行動を開始してください。

平成 26 年に愛知県から示された津波の被害想定では、本市は右図のように市域の約 3 分の 1 が浸水すると示されたことにより、下の条件のもと避難ルートを検討しました。



1.津波災害警戒区域外への避難を原則とすること

（上図の着色されていない地域へ避難）

2.津波災害警戒区域における 6 つの河川等にかかる橋は渡らないこと

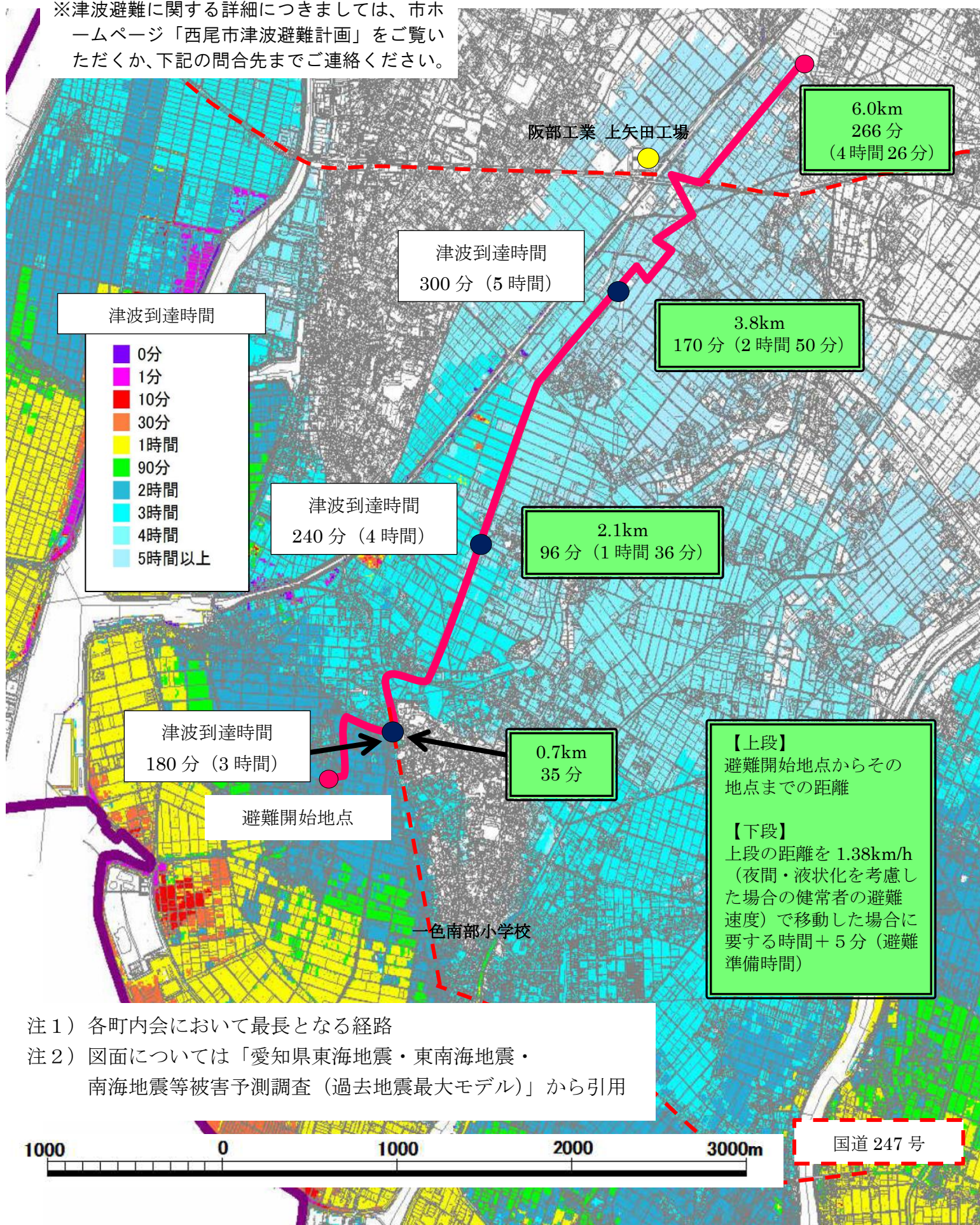
矢作川・矢作古川・北浜川・矢崎川・平坂入江・一色排水路の橋

※津波避難には時間的制約があることから、万が一、橋梁が被害を受けており、渡れなかった場合には、津波に追いつかれ、命を落とす可能性があるため

津波到達時間と緊急避難ルート of 検証

治明南部町内会

※津波避難に関する詳細につきましては、市ホームページ「西尾市津波避難計画」をご覧ください
 ただ、下記の問合先までご連絡ください。



注 1) 各町内会において最長となる経路

注 2) 図面については「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査 (過去地震最大モデル)」から引用

【問合先】 西尾市 危機管理局 危機管理課 防災担当 65-2137 (直通)